|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| キュービクル式変電設備適合チェック表  　　　　　　　　　届出者  　　　　　　　　　　住所  　　　　　　　　　　氏名 | | | | | | | |
| 項　目 | | | 審査内容 | | 申請機器 | | 適合 |
| 外　　　　　　箱 | 材　料 | | 鋼板又は同等以上の防火性能を有するものであるか | | 材料〔　　　　　　　〕 | |  |
| 板　厚 | 床面  以外 | １.６ｍｍ（屋外用２.３ｍｍ）以上であるか | | 板厚〔　　　 　〕ｍｍ | |  |
| 床面 | １.６ｍｍ（屋外用２.３ｍｍ）以上であるか（コンクリート造又はこれと同等以上の耐火性能を有する床に設けるものの床面部分については、この限りでない。） | | 板厚〔　　　　　〕ｍｍ  位置〔　　　　　　　〕 | |  |
| 開口部 | | 防火戸（網入りガラスは不燃材料で固定）以上であるか | | 開口部〔　　　　　　〕 | |  |
| 固　定 | | 床に容易に、かつ、堅固に固定できる構造であるか | | 〔　有 ・ 無　〕 | |  |
| 隙　間 | | 直径１０ｍｍ以上の丸棒の入る穴又は隙間はないか　　　　　　　　　　　　　（配線の引込み口及び引出し口、換気口等も含む） | | 最大隙間〔　　　〕ｍｍ | |  |
| 配　線 | | 電線引出し口は、金属管又は金属製可とう電線管を容易に接続できるものであるか | | 〔　可 ・ 不可　〕 | |  |
| 外部露出設置可能機器 | | 各種表示灯 | カバー材は難燃材以上であるか | カバー材〔　　　　　〕 | |  |
| 配線用遮断器 | 金属製カバー付であるか | カバー付〔　　　　　〕 | |  |
| 電圧計 | ヒューズ等で保護されているか | 〔　有 ・ 無　〕 | |  |
| 電流計 | 計器用変成器を介しているか | 〔　有 ・ 無　〕 | |  |
| スイッチ  （切替スイッチ含む） | 難燃材以上であるか | 材質〔　 　　　　　〕 | |  |
| 上記の他、配線の引込み口、引出し口、換気口及び換気装置以外の露出機器はないか | | 〔　有 ・ 無　〕 | |  |
| 上記について、屋外に設けるものにあっては、雨水等の浸入防止措置が講じられているものであるか | | 〔　有 ・ 無　〕 | |  |
| 収納状態 | | | 電力需給用変成器、受電用遮断器、変圧器等の機器は、外箱又は配電盤等に堅固に固定されているか | | 固定状況〔有 ・ 無〕 | |  |
| 電力需給用変成器、受電用遮断器、開閉器等の機器は、外箱の底面から１０ｃｍ以上の位置にあるか（これと同等以上の防水措置が講じられている場合は、この限りではない。） | | 機器等〔　 　 　〕ｃｍ  充電部〔　 　 　〕ｃｍ  防水措置〔 有 ・ 無 〕 | |  |
| 換　気　装　置 | 全　般 | | 外箱の内部が著しく高温にならないよう空気の流通が十分に行えるものであるか | | 〔　可 ・ 不可　〕 | |  |
| 開口部 | | 自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の１の面につき、当該面の面積の３分の１以下であるか | | 開口部面積〔 　 　〕％ | |  |
| 機械式 | | 自然換気により十分な換気が行えない場合は、機械式換気設備が設置されているか | | 〔　該当・非該当　〕  設置〔　有 ・ 無　〕 | |  |
| 換気口 | | 金網、金属製ガラリ又は防火ダンパー等が設けられているか | | 設置〔　　　　 　　〕 | |  |
| 設置防火対象物名称： | | | | | 判定結果 | 適合・不適合 | |

１　奥州金ケ崎行政事務組合火災予防条例第１１条第１項第３号及び第１１条第２項に規定する「消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式」の基準に適合するものであるかについて判定するものである。

２　「申請機器」欄は、設置しようとするキュービクルの値等を記入すること。

３　「適合」欄は、「審査内容」欄に適合している場合は○、不適合の場合は×、非該当の場合は／を記入すること。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| キュービクル式発電設備適合チェック表  　　　　　　　　　届出者  　　　　　　　　　　住所  　　　　　　　　　　氏名 | | | | | | | |
| 項　目 | | | 審査内容 | | 申請機器 | | 適合 |
| 外　　　　　　箱 | 材　料 | | 鋼板又は同等以上の防火性能を有するものであるか | | 材料〔　　　　　　　〕 | |  |
| 板　厚 | 床面  以外 | １.６ｍｍ（屋外用２.３ｍｍ）以上であるか | | 板厚〔　　　　　〕ｍｍ | |  |
| 床面 | １.６ｍｍ（屋外用２.３ｍｍ）以上であるか（コンクリート造又はこれと同等以上の耐火性能を有する床に設けるものの床面部分については、この限りでない。） | | 板厚〔　　　　　〕ｍｍ  位置〔　　　　　　　〕 | |  |
| 開口部 | | 防火戸（網入りガラスは不燃材料で固定）以上であるか | | 開口部〔　　　　　　〕 | |  |
| 固　定 | | 床に容易に、かつ、堅固に固定できる構造であるか | | 〔　有 ・ 無　〕 | |  |
| 隙　間 | | 直径１０ｍｍ以上の丸棒の入る穴又は隙間はないか　　　　　　　　　　　　　（配線の引込み口及び引出し口、換気口等も含む） | | 最大隙間〔　　　〕ｍｍ | |  |
| 配　線 | | 電線引出し口は、金属管又は金属製可とう電線管を容易に接続できるものであるか | | 〔　可 ・ 不可　〕 | |  |
| 外部露出設置可能機器 | | 各種表示灯 | カバー材は難燃材以上であるか | カバー材〔　　　　　〕 | |  |
| 上記の他、冷却水の出し入れ口、各種水抜き管、燃料の出し入れ口、配線の引出し口、換気口及び換気装置、内燃機関の排気筒及び排気消音器、内燃機関の息抜き管、始動用空気管の出し入れ口以外の露出機器はないか | | 〔　有 ・ 無　〕 | |  |
| 上記について、屋外に設けるものにあっては、雨水等の浸入防止措置が講じられているものであるか | | 〔　可 ・ 不可　〕 | |  |
| 排気筒等 | | 屋外に通じる排気筒及び消音器を容易に取り付けられるか | | 〔　可 ・ 不可　〕 | |  |
| 収納状態 | | | 内燃機関、発電機、制御装置等の機器は、外箱の底面から１０ｃｍ以上の位置にあるか（これと同等以上の防水措置が講じられている場合は、この限りではない。） | | 機器等〔　　　　〕ｃｍ  防水措置〔 有 ・ 無 〕 | |  |
| 内燃機関及び発電機を収納する部分は、不燃材料で区画し、遮音措置が講じられているか | | 〔　可 ・ 不可　〕 | |  |
| 内燃機関及び発電機は、防振ゴム等振動吸収装置の上に設けられているか | | 吸収装置〔　　　 　 〕 | |  |
| 電線等は、内燃機関から発生する熱の影響を受けないように断熱処理され、堅固に固定されているか | | 〔　可 ・ 不可　〕 | |  |
| 換　気　装　置 | 全般 | | 外箱の内部が著しく高温にならないよう空気の流通が十分に行えるものであるか | | 〔　可 ・ 不可　〕 | |  |
| 開口部 | | 自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の１の面につき、当該面の面積の３分の１以下であるか | | 開口部面積〔　　　〕％ | |  |
| 機械式 | | 自然換気により十分な換気が行えない場合は、機械式換気設備が設置されているか | | 〔　該当・非該当　〕  設置〔　有 ・ 無　〕 | |  |
| 換気口 | | 金網、金属製ガラリ又は防火ダンパー等が設けられているか | | 設置〔　　　　　　　〕 | |  |
| 設置防火対象物名称： | | | | | 判定結果 | 適合・不適合 | |

１　奥州金ケ崎行政事務組合火災予防条例第１２条第２項及び第１２条第３項に規定する「消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式」の基準に適合するものであるかについて判定するものである。

２　「申請機器」欄は、設置しようとするキュービクルの値等を記入すること。

３　「適合」欄は、「審査内容」欄に適合している場合は○、不適合の場合は×、非該当の場合は／を記入すること。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| キュービクル式蓄電池設備適合チェック表  　　　　　　　　　届出者  　　　　　　　　　　住所  　　　　　　　　　　氏名 | | | | | | | |
| 項　目 | | | 審査内容 | | 申請機器 | | 適合 |
| 外　　　　　　箱 | 材　料 | | 鋼板又は同等以上の防火性能を有するものであるか | | 材料〔　　　　　　　〕 | |  |
| 板　厚 | 床面  以外 | １.６ｍｍ（屋外用２.３ｍｍ）以上であるか | | 板厚〔　　　　　〕ｍｍ | |  |
| 床面 | １.６ｍｍ（屋外用２.３ｍｍ）以上であるか（コンクリート造又はこれと同等以上の耐火性能を有する床に設けるものの床面部分については、この限りでない。） | | 板厚〔　　　　　〕ｍｍ  位置〔　　　　　　　〕 | |  |
| 開口部 | | 防火戸（網入りガラスは不燃材料で固定）以上であるか | | 開口部〔　　　　　　〕 | |  |
| 固　定 | | 床に容易に、かつ、堅固に固定できる構造であるか | | 〔　有 ・ 無　〕 | |  |
| 隙　間 | | 直径１０ｍｍ以上の丸棒の入る穴又は隙間はないか　　　　　　　　　　　　　（配線の引込み口及び引出し口、換気口等も含む） | | 最大隙間〔　　　〕ｍｍ | |  |
| 外部露出設置可能機器 | | 各種表示灯 | カバー材は難燃材以上であるか | カバー材〔　　　　　〕 | |  |
| 電圧計 | ヒューズ等で保護されているか | 〔　有 ・ 無　〕 | |  |
| 配線用遮断器 | 金属製カバー付であるか | 〔　有 ・ 無　〕 | |  |
| スイッチ  （切替スイッチ含む） | 難燃材以上であるか | 材質〔　　　　　　　〕 | |  |
| 上記の他、電流計、周波数計、配線の引込み口及び引出し口、換気口及び換気装置以外の露出機器はないか | | 〔　有 ・ 無　〕 | |  |
| 上記について、屋外に設けるものにあっては、雨水等の浸入防止措置が講じられているものであるか | | 〔　可 ・ 不可　〕 | |  |
| 収納状況 | | | 蓄電池、充電装置等の機器は、外箱の底面から１０ｃｍ以上の位置にあるか（これと同等以上の防水措置が講じられている場合は、この限りではない。） | | 機器等〔　　　　〕ｃｍ  防水措置〔 有 ・ 無 〕 | |  |
| 蓄電池を収納する部分と他の部分とを不燃材料で区画されているか | | 〔　可 ・ 不可　〕 | |  |
| 鉛蓄電池を収納するものは、鉛蓄電池の存する部分の内部に耐酸性能を有する塗装が施されているか（シール型蓄電池を収納する場合は、この限りでない。） | | 〔　可 ・ 不可　〕 | |  |
| 充電装置と蓄電池を区分する配線用遮断器があるか | | 〔　可 ・ 不可　〕 | |  |
| 点検機器 | | | 蓄電池の充電状況を点検できる自動復帰型又は切替型の点検スイッチがあるか | | 〔　有 ・ 無　〕 | |  |
| 換　気　装　置 | 開口部 | | 自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の１の面につき、蓄電池を収納する部分は当該面の３分の１以下、充電装置を収納する部分にあっては当該面の３分の２以下であるか | | 蓄電池〔　　　　　〕％  充電装置〔　　　　〕％ | |  |
| 機械式 | | 自然換気により十分な換気が行えない場合は、機械式換気設備が設置されているか | | 〔　該当 ・ 非該当　〕  設置〔　 有 ・ 無　 〕 | |  |
| 換気口 | | 金網、金属製ガラリ又は防火ダンパー等が設けられているか | | 設置〔　 有 ・ 無　 〕 | |  |
| 上記の換気装置を設けていなくても温度上昇及び爆発性ガスの滞留のおそれのないものにあってはこの限りでない | | | | 〔　可 ・ 不可　〕 | |  |
| 設置防火対象物名称： | | | | | 判定結果 | 適合・不適合 | |

１　奥州金ケ崎行政事務組合火災予防条例第１３条第２項及び第１３条第４項に規定する「消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式」の基準に適合するものであるかについて判定するものである。

２　「申請機器」欄は、設置しようとするキュービクルの値等を記入すること。

３　「適合」欄は、「審査内容」欄に適合している場合は○、不適合の場合は×、非該当の場合は／を記入すること。